

令和元年11月7日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

交通機動隊の運営に関する訓令の運用について（例規通達）

対号 交通機動隊の運営に関する訓令の運用に
ついて（例規通達・平成23年3月7日（交
機）第5号）

交通機動隊の運営に関する訓令（昭和47年三重県警察本部訓令第10号。以下「訓令」とい
う。）の運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。
なお、対号通達は、廃止する。

記

1 第3条（編成等）関係

交通機動隊の編成は、別表のとおりとし、活動区域は交通機動隊長（以下「隊長」という。）
が定める。

2 第13条（交通事故等の措置）関係

訓令第13条に規定する事故又は事件の引継ぎについて、その現場処理において協力が必要
と認めるときは、交通整理等必要な限度で所轄警察署の警察官に協力するものとする。

3 第15条（教養訓練）関係

- (1) 隊長は、毎日、勤務員に対し、職務執行上必要な命令、指示及び通告を行うものとする。
- (2) 隊長は、毎月1回以上交通機動隊員を招集し、職務執行に関する方針その他必要事項につ
いて訓示、指示及び教養訓練を行うものとする。
- (3) 教養訓練は次表のとおり実施するものとする。

種 別	実 施 期 間	対 象 者
新 任 隊 員 訓 練	基礎訓練 おおむね2か月 同行訓練 おおむね1か月	新任隊員
現 任 隊 員 訓 練 (定 期 訓 練)	年4回以上	現任隊員
特 別 訓 練	特に必要がある場合	現任隊員

別表

交通機動隊編成表

